

寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）・障害児福祉計画（第2期計画）

素案の概要

○ 計画の目的

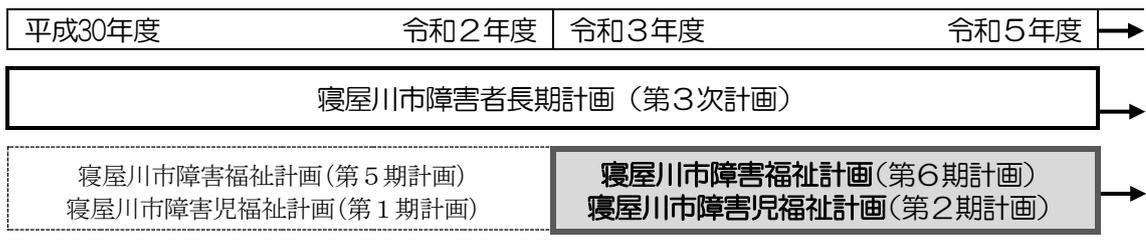
- ・「地域共生社会」の実現やSDGs（持続可能な開発目標）の視点に立ち、障害のある人が社会のあらゆる活動に参加し、いっそう“自分らしく”生活するための障害者支援を推進するため、中核市としての施策とまちづくりの推進、新型コロナウイルス感染症の予防や対応などの課題もふまえて、新たな障害福祉計画・障害児福祉計画を策定しました。

○ 計画の位置づけ

- ・障害福祉計画は障害者総合支援法（第88条）、障害児福祉計画は児童福祉法（第33条の20）に基づき、国や大阪府の指針等をふまえて策定します。あわせて、本市では「寝屋川市障害者長期計画」と一体的に策定・推進することで、障害者支援を体系的・総合的かつ計画的に展開します。
- ・本市の総合計画や地域福祉計画、障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連動させ、障害のある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する取り組みを効果的に推進します。

○ 計画の期間

- ・国の基本指針に基づき、令和3～5年度までの3年間の計画として策定します。また、障害者長期計画と連動し、長期計画の計画期間後半の推進を図ります。



○ 計画の策定方法

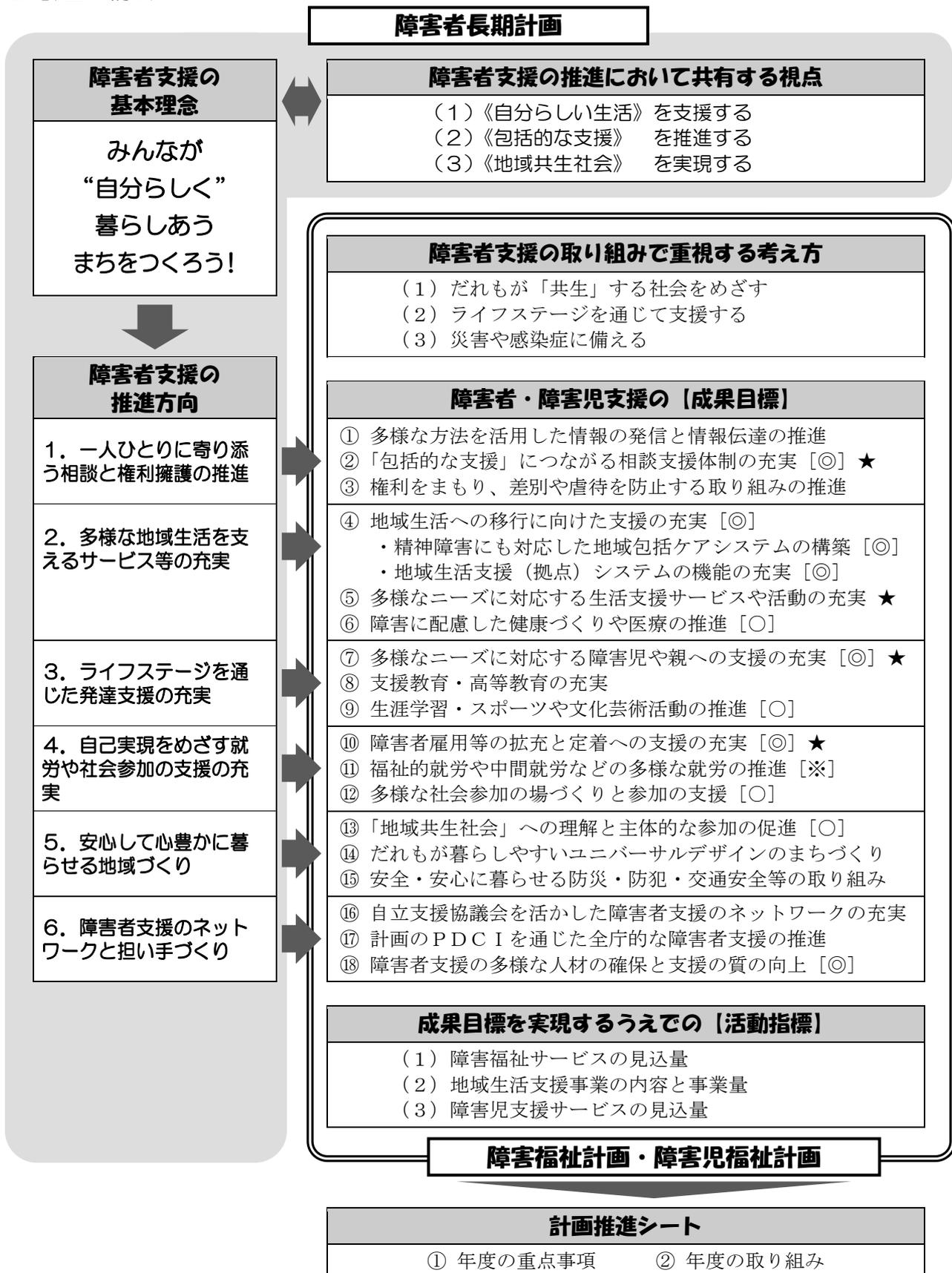
- ・障害者長期計画と密接に連携させるよう、市民や関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での意見交換をふまえて策定しました。また、自立支援協議会を通じて障害者支援の課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映しました。
- ・計画に対する市民の意見を広く聴くため、当事者のニーズを把握するアンケート調査やタウンミーティングを実施しました。
- ・障害者支援に関わる事業を実施する部局で構成する庁内連絡会を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行いました。

○ 計画の進行管理

- ・障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向け、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標や活動指標に沿って年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じて、PDCIサイクル（※）によって推進します。
- ・これらの取り組みは、大阪府や専門機関等とも連携を図りながら、計画推進委員会、庁内連絡会、自立支援協議会等を通じて市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体で協議を行いながら、役割を分担し、協働して推進していきます。

（※）計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

○ 計画の構成



【成果目標】の記号

- 〔○〕 国の基本指針で成果目標として示された事項
- 〔○〕 個別施策にかかる見直しとして示された事項
- 〔※〕 大阪府の基本的な考え方では示された成果目標に関する事項
- その他 寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標
- ★ 《重点的に取り組む事項》